

大規模災害時における警察車両の一時避難駐車場の提供に関する協定書

大規模地震、ゲリラ豪雨等による大規模災害が発生し、津波等により高知県安芸警察署（以下「安芸警察署」という。）の公用車両の浸水被害が予想される場合（以下「浸水予想時」という。）に、土佐くろしお鉄道株式会社安芸総合事務所（以下「安芸事務所」という。）を安芸警察署の公用車両の一時避難場所として使用することに関して、土佐くろしお鉄道株式会社代表取締役社長（以下「甲」という。）と安芸警察署長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浸水予想時において、甲が所有する安芸事務所敷地内の一部を乙が無償で借用の上、安芸警察署の公用車両の一時避難場所として使用することに関して、必要な事項を定めることにより、浸水解消後、公用車両を使用した迅速かつ機動力を有した救出救助活動、捜索活動等を可能とし、もって、県民の安全を確保することを目的とする。

（一時避難場所の指定）

第2条 甲は、別図に定める箇所（朱色で示した箇所に限る。）を、浸水予想時における安芸警察署の公用車両10台分の一時避難場所として指定するものとする。

（使用期間）

第3条 使用期間は、浸水予想時から、原則として3日を超えない範囲とする。

2 前項の期間は、甲、乙双方の協議により、必要に応じて延長することができる。

（使用許可）

第4条 乙は、浸水予想時において、第2条の駐車箇所を使用しようとするときは、別記様式の使用申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭での申請によることができるものとし、事後に使用申請書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、一時避難場所の使用を終了したときは、その負担において汚損箇所の修理を行うなど、使用箇所を使用開始時の状態に回復しなければならない。

（管理責任）

第6条 甲は、乙が安芸事務所敷地内を一時避難場所として使用するに当たり発生した事件、事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（優先的な駐車場の提供）

第7条 甲は、警察業務の特殊性に鑑み、他の機関・団体に優先して、乙に対する駐車場の提供に努めるものとする。ただし、地域住民の避難場所の確保等、人命に関わる事

情を有する場合は、この限りでない。

（使用箇所の変更及び解除）

第8条 甲が乙に対し、第2条に定める駐車箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合は、甲、乙双方が協議の上、使用箇所を変更し、又はこの協定を解除することができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成して、甲及び乙双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成30年8月27日

甲 高知県四万十市駅前町7番1号

土佐くろしお鉄道株式会社

代表取締役社長

乙 高知県安芸市矢ノ丸二丁目9番2号

高知県安芸警察署長

